

○豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱

令和4年8月12日

告示第182号

(趣旨)

第1条 この告示は、豊後大野市（以下「市」という。）の区域外（以下「市外」という。）に居住する者が定住の目的で市の区域内（以下「市内」という。）に転入することに伴い、その住居として市内に存する空き家に入居する場合において、当該入居に際し必要となる購入又は改修に要する経費の一部を補助することにより、人口の増加、地域の活性化等を図ることを目的として、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に市内に住所を有するとともに生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 空き家 次のいずれかに該当する物件をいう。
 - ア 豊後大野市空き家バンク登録制度要綱（平成23年豊後大野市告示第191号）に基づく豊後大野市空き家バンクに登録している物件
 - イ 空き家マッチングチーム（大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るシステム）によりマッチングが成立した物件
- (3) 所有者等 自らが空き家の所有権又は賃貸（転貸を除く。）若しくは売買を行うことができる権利を有している者（登記名義が共有の場合は、その代表者）をいう。
- (4) 転入 市外から市内へ転入を届け出ることをいい、転勤等職務上や大学進学等による一時的な転入、その他これらに類する転入を除くものとする。
- (5) 子育て世帯 補助金の申請時点において、同一世帯内に義務教育終了前の子どもがいる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の賃貸借契約又は売買契約（以下「賃貸借契約等」という。）が成立し、当該空き家に入居する者又は入居する予定の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 賃貸借契約等の締結の日前に県外に居住していた者
 - イ 賃貸借契約等の締結の日において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該賃貸借契約等の締結の日の1年以内であり、かつ、当該賃貸借契約等の締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日まで県外に居住していたもの
- (2) 賃貸借契約等（前条第2号アに掲げる物件に限る。）が成立し、空き家に入居する者又は入居する予定の者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 賃貸借契約等の締結の日前の市外における居住期間が継続して5年以上である者
- イ 賃貸借契約等の締結の日前において市内に居住している者（当該居住に係る転入の日が当該賃貸借契約等の締結の日の1年以内であり、かつ、当該賃貸借契約等の締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日までに継続して市外に5年以上居住していたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか賃貸借契約等が成立し、空き家に入居する者又は入居する予定の者で、豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例（平成23年豊後大野市条例第48号）及び豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例施行規則（平成23年豊後大野市規則第41号）に基づき実施される研修又は大分県の実施する就農準備研修、就農実践研修若しくはテストファーム研修を修了後2年以内の者（研修前に市外に居住していた者に限る。）

(4) 所有者等で前3号に掲げる者と賃貸借契約等を締結した者

（補助の条件）

第4条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号から第3号までに掲げる者は、次のいずれにも該当すること。

ア 補助金の受領年度の翌年度から起算して5年以上引き続き定住すること。

イ 居住地をその区域に含む自治会に加入すること。

(2) 賃貸借契約等が3親等以内の親族間で行われないこと。

(3) 空き家の改修に係る事業（以下「改修事業」という。）の場合、市内に本店又は営業所等を有する業者に施工を依頼すること。

(4) 市区町村税等を滞納していないこと。

(5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とし、その対象経費、補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、空き家の購入に係る事業（以下「購入事業」という。）にあつては購入金額が200万円未満のとき、改修事業にあつては工事金額が50万円未満のときは、補助の対象としない。

3 第3条第1号から第3号までに掲げる者の子育て世帯には、第1項の補助金に対し加算を行うものとし、その額は別表のとおりとする。

4 補助金は、一の補助対象者（所有者等を除く。）に対して1回に限り交付する。

5 補助金は、交付対象となる空き家に対して1回に限り交付する。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、賃貸借契約等を締結したときは、当該賃貸借契約等の締結日から1年以内で、かつ、賃貸借契約等の締結をした物件の引渡しまでに、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 賃貸借契約等に係る契約書の写し
- (3) 改修事業の場合は、改修に係る見積書の写し、契約書の写し及び図面
- (4) 第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者は、定住誓約書（様式第 3 号）、申請者の戸籍の附票の謄本
- (5) 世帯全員の市税等の完納証明書
- (6) 誓約書（様式第 4 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに豊後大野市定住促進空き家利活用補助金変更承認申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付申請書の写し
- (2) 変更後の見積書の写し、変更契約書の写し及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により補助決定者に通知するものとする。

（中止の承認申請）

第 9 条 補助決定者が事業を中止し、又は廃止する場合は、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業の着手）

第 10 条 補助決定者（改修事業を行う者に限る。）が事業に着手したときは、着手届（様式第 9 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第 11 条 補助決定者が事業を完了したときは、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金事業完了報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入事業の場合は、購入代金の領収書の写し
- (2) 改修事業の場合は、工事代金の領収書の写し

- (3) 改修事業の場合は、事業着手前及び事業完了後の写真
- (4) 補助金の交付申請時において市の住民基本台帳に記載されていない者の場合は、転入後の世帯全員の住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第12条 市長は、前条の規定による事業完了報告書を受領したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助決定者が、前条の規定による完了検査に合格し、補助金の交付の請求をしようとするときは、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付請求書（様式第11号）に補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1号から第3号までに掲げる者は、本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が補助金の受領年度の翌年度から起算して5年以内に市外に転居したとき。
- (3) 所有者等の場合は、賃貸借契約に基づき空き家に入居した者が、当該入居の日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。
- (4) 事業により購入した、又は改修工事を行った住宅を補助金の受領年度の翌年度から起算して5年以内に取り壊し、又は売却したとき。
- (5) 補助金の交付決定時において市の住民基本台帳に記載されていない者にあつては、補助金の交付申請を行った日の属する年度の末日までに転入しないとき。
- (6) その他補助金の交付決定の内容又はこの告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還命令)

第15条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助金額	子育て世帯への加算額
(1) 第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者が空き家を購入する経費	50 万円	20 万円/世帯 (第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者のみ)
(2) 補助対象者が売買した空き家を改修する経費	補助対象経費の 1/2 に相当する額とし、80 万円を上限とする。	
(3) 補助対象者が賃貸借した空き家を改修する経費	補助対象経費の 1/2 に相当する額とし、40 万円を上限とする。	

(注) (1)と(2)を併用する場合は、1世帯当たり(1)と(2)を合算して100万円を限度とする(子育て世帯への加算額を含む。)

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付申請書

豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

物件住所	豊後大野市
契約日	年 月 日
契約の相手方	氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
事業予定期間 (改修事業の場合)	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 賃貸借契約等に係る契約書の写し (3) 改修事業の場合は、改修に係る見積書の写し、契約書の写し及び図面 (4) 豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第3条第1号から第3号までに掲げる者は、定住誓約書（様式第3号）、申請者の戸籍の附票の謄本 (5) 世帯全員の市税等の完納証明書 (6) 誓約書（様式第4号） (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

豊後大野市長 様

氏名

1 具体的事業計画の内容

●事業の概要

物件所在地 豊後大野市 _____

自治区： _____

事業内容

購入 改修

※（改修の場合）改修の対象となる空き家の区分

売買 賃貸借

2 その他

子育て加算

有 無

定住誓約書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

- 私は、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱の目的を尊重し、豊後大野市に定住することを誓約します。また、その際には、当該地域の自治会に加入し、自治会の活動に参画し、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民との協調に努めます。
- 豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第3条第1号から第3号までに掲げる者は、本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が補助金の受領年度の翌年度から起算して5年以内に市外に転居しません。
- 所有者等の場合は、賃貸借契約に基づき空き家に入居した者が、当該入居の日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録します。
- 事業により購入した、又は改修工事を行った住宅を補助金受領年度の翌年度から起算して5年以内に当該住宅を取り壊し、又は売却しません。
- 申請日の属する年度と同一の年度内に豊後大野市に転入します。
- 改修事業の場合、この補助事業による改修工事は、豊後大野市内に本店又は営業所等を有する業者で施工します。

以上の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、豊後大野市から受けた補助金を直ちに返還します。

年 月 日

豊後大野市長 様

住所
氏名

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、豊後大野市が必要な場合には、豊後大野警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、豊後大野市と行う他の事業における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の家族等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

豊後大野市長 様

住 所

氏 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日

※ 豊後大野市では、豊後大野市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様

豊後大野市長



豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった定住促進空き家利活用補助金については、下記のとおり決定したので、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第3条第1号から第3号までに掲げる者は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 補助金の受領年度の翌年度から起算して5年以上引き続き定住すること。
 - イ 居住地をその区域に含む自治会に加入すること。
 - (2) 賃貸借契約等が3親等以内の親族間で行われないこと。
 - (3) 空き家の改修に係る事業（以下「改修事業」という。）の場合、市内に本店又は営業所等を有する業者に施工を依頼すること。
 - (4) 市区町村税等を滞納していないこと。
 - (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (6) 補助事業の内容の変更をする場合は、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (7) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、市長の承認を受けること。
 - (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

年 月 日

豊後大野市長 様

住所
氏名
電話番号

豊後大野市定住促進空き家利活用補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった豊後大野市定住促進空き家利活用補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由と内容

2 既交付決定額 円

3 変更後の契約金額 円

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付申請書の写し
- (2) 変更後の見積書の写し、変更契約書の写し及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

豊後大野市長



豊後大野市定住促進空き家利活用補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊後大野市定住促進空き家利活用補助金については、下記のとおり変更したので、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 金 円
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金交付の条件

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

豊後大野市定住促進空き家利活用補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった豊後大野市定住促進空き家利活用補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう、豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

豊後大野市長 様

住所
氏名
電話番号

着手届

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった補助対象事業について、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり事業の着手を届け出ます。

記

1 事業名称

2 事業着手予定日 年 月 日

3 物件所在地 豊後大野市

4 施工業者名

豊後大野市長 様

住所
氏名
電話番号

豊後大野市定住促進空き家利活用補助金事業完了報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった補助対象事業を完了したので、豊後大野市定住促進に係る空き家利活用補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり事業の完了を報告します。

記

1 事業名称

2 事業完了日 年 月 日

3 補助金交付決定額 金 円

4 補助金事業代金 金 円

5 添付書類

- (1) 購入事業の場合は、購入代金の領収書の写し
- (2) 改修事業の場合は、工事代金の領収書の写し
- (3) 改修事業の場合は、事業着手前及び事業完了後の写真
- (4) 補助金の交付申請時において市の住民基本台帳に記載されていない者の場合は、転入後の世帯全員の住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号 (第 13 条関係)

年 月 日

豊後大野市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

豊後大野市定住促進空き家利活用補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった豊後大野市定住促進空き家利活用補助金について、豊後大野市定住に係る空き家利活用補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金振込口座

金融機関名
口座番号 (普通・当座)
フリガナ
口座名義